

水土里ネットちば

Chiba Prefectural Federation of Land Improvement Association



「旨くできた？」（千葉県土連会長賞）

2012

No.295

CONTENTS

国営印旛沼二期地区により統合機場の工事着手！

就任のご挨拶	1
利根川水系農業水利協議会 千葉県支部 視察研修の報告	2
基盤整備と共に進める集落ぐるみの営農 ～篠本新井地区～	6
東部排水機場見学会を開催しました	8
再生可能エネルギーをめぐる農業農村整備関係の動き	10
2012 ため池フォーラム in いわて に参加して	14
お知らせ	16
疏水フォーラム開催案内	17
第35回全国土地改良大会（沖縄大会）開催のお知らせ	



国営印旛沼二期地区により 統合機場の工事着手!

白山甚兵衛機場 完成予想図



廃止される白山機場（成田市）



廃止される甚兵衛機場（成田市）

国営かんがい排水事業「印旛沼二期地区」の概要

関係市町：成田市、佐倉市、八千代市、印西市、酒々井町、栄町

受益面積：5,002ha

工事概要：揚水機場 3箇所、用排水機場 3箇所、幹線用水路 1.2km、
幹線排水路 1.1km、支線用水路 51.7km、水管理施設 一式
関連事業として、県営かんがい排水事業等を実施

全国初の水質保全型の国営かんがい排水事業として平成22年8月スタート
平成24年度より白山甚兵衛の統合機場の工事が着手されます。

就任のご挨拶

水土里ネット千葉
(千葉県土地改良事業団体連合会)

会長 林 和 雄



このたび、6月23日付けで会長を拝命いたしました。会員の皆様には、平素より本会の業務運営並びに農業農村整備事業の推進に格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、人口、食料、環境・エネルギー問題が地球規模の課題となる中、何より食料の自給率を高めることが、安全、安心な国づくりに最も重要な課題であることは申すまでもありません。

農業農村整備事業では、農業経営に不可欠な耕地の整備や農業用排水施設の整備等を行うことにより、安全な食料を安定的に供給することに大きく貢献してまいりました。しかし、この事業の果たしてきた役割や大きな効果は、近年、当たり前のように思われ、しかも先人たちの大変な苦労や努力も忘れられつつあるように思えます。農業者のみならず、すべての人々に食料と農業と土地改良を再認識してもらうための新たな行動、努力が必要であると思っております。

一方、東日本大震災の発生から早くも1年半が過ぎました。千葉県では多くの農地や土地改良施設等が被災し、375か所が災害査定を受け、急ピッチで復旧作業が行われています。復旧に当たっては、微力ながら県土連が全体の38%(142か所)をお手伝いさせていただいております。

折しも、本年3月30日に、政府は「新たな土地改良長期計画」を閣議決定いたしました。

この計画は7つの政策目標から構築されていますが、そのひとつに「災害に強い新たな食料供給基地としての被災地域の再生・復興」が掲げられています。復旧・復興が迅速に進められ、被災した地域が一日も早く安定した生活を取り戻すことを願うとともに、災害に強い農業農村が構築されることを願っております。

農業農村を取り巻く諸課題は山積しております。特に、担い手の減少は農村人口の減少に直結しており、将来展望に明るさの見出せない状況に陥っている地域も少なくありません。

単に都市と比較して甲乙を論ずるだけでなく、農村の良さ、農業の楽しさを自分たちで創り出し、満喫できる地域づくりに、県土連の種々の事業を通じ、会員の皆様と共に取り組んでまいりたいと思っております。

菅谷前会長に引き続き、変わらぬご支援をお願い申し上げまして、就任の挨拶といたします。

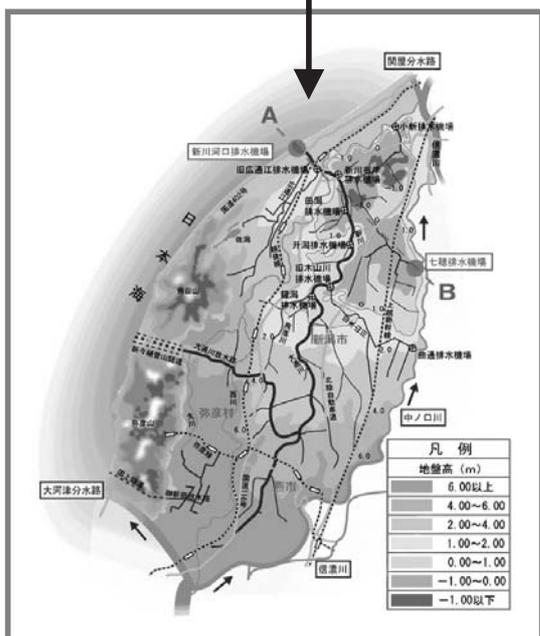
利根川水系農業水利協議会 千葉県支部視察研修の報告

管理指導部

7月19日から20日にかけて総勢50名の参加により、新潟県の「信濃川大河津分水」及び「西蒲原土地改良区」の運営、管理状況についての視察研修を行いました。



今回は、利根川水系を離れ、千葉県利根川周辺と同じ低平地で、度々の河川の氾濫により水田や畑が水害に遭いながら、日本一の穀倉地帯を築き上げた、越後平野の中心部である西蒲原地域の今日までの苦闘の歴史と、治水に対する管理体制について視察研修し、地域一帯の治水の重要性に着目した研修として行ったものです。



1日目の新潟県燕市にある信濃川大河津分水は、信濃川を新潟県燕市内にて分流し、長岡市内を経て日本海に注ぐ分水路であり、新信濃川と呼ばれています。この越後平野は、ひとたび洪水が発生するとすぐに溢れ、水が引かない状態でありました。19世紀末、「横田切れ」と呼ばれる空前の大水害により、1909年政府が重い腰を上げ本格的な工事着工となりました。



信濃川大河津資料館にて

当時東洋一の大きな工事といわれ工事に携わった人数は延べ1,000万人に及んだということです。工事完成に伴い、分水地点から河口まで約50kmあった距離は約10kmまでに短縮することができ、おかげで家屋や農地を洪水から守ることができるようになったとの説明がありました。

その後、信濃川河川事務所大河津出張所内にある堰の操作室にて本流信濃川洗堰及び大河津分水路可動堰の調整を行っている状況の説明を受けました。この操作室からは堰の全景を見ることができます。



信濃川大河津資料館(模型)



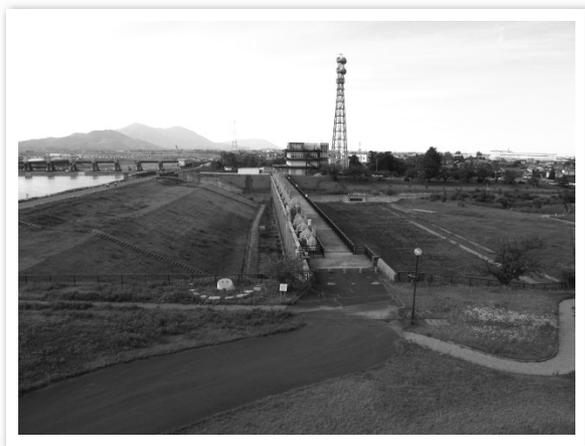
大河津出張所内操作室



旧可動堰(大河津資料館から)



新 洗 堰



旧洗堰(登録有形文化財)



新可動堰



魚道

現地では、平成25年度完成の大河津分水路の新可動堰を視察し、圧倒的なスケールに驚愕しました。

2日目は新潟市にある「西蒲原土地改良区」において、土地改良区の現状と運営・管理実態について研修を行いました。

「西蒲原土地改良区」は、3市1村にまたがる区域面積19,397ha、組合員数14,326名、職員数156名、用排水路延長12,440kmにわたる大改良区です。この地域は、標高0メートル以下と海より低い湿地が大半を占め、洪水との戦いの歴史をもった地域でした。このような歴史的な背景を糧として、前述した大河津分水同様、洪水時の水を、いかに「早く」「的確」に処理し、地域の安全と農地の保全を図ることが重要であるとして、「大正」「昭和」「平成」の



西蒲原土地改良区にて

三代にわたり樋曾山隧道(1939年完成)、新樋曾山隧道(1968年完成)、新々樋曾山隧道の放水路を築造し、洪水に見舞われたときには速やかに日本海へ排水することで、地域内の冠水被害を未然に防ぐ方法がとられています。また、受益地内には59カ所の農業水利施設があり、約130kmの光ケーブルと100台以上の監視カメラによる集中管理を24時間体制で行っている状況と管理方法の説明を受けました。

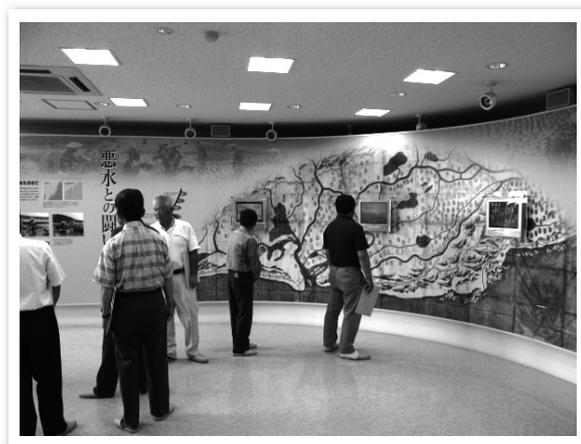


西蒲原排水中央管理所

これらの施設を視察研修し、先人の知恵の結集とこれまでのご功労に敬意を表するとともに、「農業と水」の関わりの重要さに触れることができ、実りある研修となりました。

終わりに、今回の研修に際し忙しい中での説明や現地を案内していただきました、信濃川河川事務所の所長はじめ職員の方々、そして、西蒲原土地改良区の理事長はじめ職員の方々に深く感謝を申し上げます。

また、参加いただきました皆様には、終始ご協力いただき視察研修が無事に終了しましたことに、本紙面をお借りして厚くお礼を申し上げます。



西蒲原土地改良事業展示室



新樋曾山隧道入口



新々樋曾山隧道入口



基盤整備と共に進める集落ぐるみの営農

～ 篠本新井地区 ～

横芝光町産業振興課 鵜澤順一

横芝光町の北部に位置する篠本新井地区では、県営による基盤整備事業が進められています。平成20年度に新規採択された後、翌21年から2か年で約240haの区画整理工事が行われ、10a区画だった狭小のは場が約50aほどに大区画化されました。以前は3460筆もあった農地が、換地により575筆に集約されたただけでなく、集落別換地により分散していた農地が集落ごとに集積され、農作業効率が大きく改善されました。この土地利用条件を活かして、基盤整備地区内では3つの集落営農法人が約143haの経営を行っています。次に基盤整備事業と共に進められている集落ぐるみの営農を紹介します。

篠本新井地区では、基盤整備事業と合わせて、集落のほとんどの農家が構成員になる集落一農場型の「集落営農」を、新井、篠本三区、篠本二区の3つの集落で進めています。この集落営農とは、集落の水稲経営をひとつにして、協同で生産と販売を行う集落単位の営農方法を言います。

集落営農のメリットは、大型機械による労働時間の短縮や資材の共同購入による生産費の低減など、個々の農家の過大な負担をなくし、将来に亘って安定した農業経営を集落がまとまって行えるところにあります。また、地域的なつながりをもった集落が協同経営を行うことにより、地域の主力農業者をはじめサラリーマンも女性もお年寄りも世代や年齢に関係なく営農に参加できる環境が整い、地域の農地を集落で守っていくことができます。

■集落営農組織の概要

集落名	新井	篠本三区	篠本二区
設立時任意組織名	新井集落営農組合	篠本三区集落営農組合	篠本二区集落営農組合
設立年月日	H22.5.15	H22.5.10	H22.9.29
農事組合法人名称	新井営農組合	アグリささと	篠本営農組合
法人登記年月日	H22.10.5	H22.9.29	H23.2.2
認定農業者取得	H22.11.29	H22.11.29	H23.2.2
組合員数	50人	59人	39人
経営面積	54ha	78ha	35ha
内基盤整備地区	40ha	72ha	31ha
24年度の主な生産作物	水稲・麦・大豆	水稲・麦・大豆・ネギ 枝豆・ジャガイモ 他	水稲・ネギ・ジャガイモ タマネギ 他



水稲裏作の加工用キャベツ(新井営農組合)



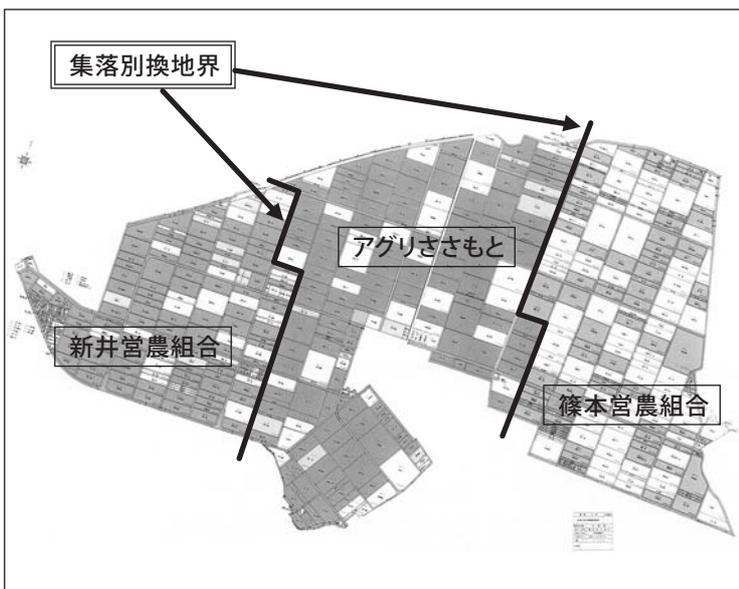
導入した大型トラクター(アグリささと)



アイガモによる無農薬栽培(篠本営農組合)

設立された3つの法人では「営農組合員」と「土地貸組合員」をつくりました。営農組合員は実際に営農に参加する組合員で、地代と出役に見合う配当（従事分量配当）を受取り、土地貸組合員は土地を貸すだけの組合員で地代を受取ることができます。それぞれの出資額は、営農出資が一律100,000円、土地出資が一律10,000円で、土地貸組合員が将来新たに営農に参加できるように、追加で営農出資を行えば営農組合員になれるようにしました。この仕組みにより、長い目で見た家庭状況の変化にも対応できる継続性のある組織が生まれました。

■利用集積状況図（基盤整備地区内）



そして、設立後に直ちに法人登記を行っています。法人化することにより農業経営基盤強化準備金などの税法上の優遇措置を受けられるだけでなく、法人名義で機械や農地を所有したり、借地したりすることができるようになり、会社として経営力が上がりました。

右の図は、3法人が経営している農地を着色したのですが、基盤整備事業半ばにして全体の約六割が法人に利用権設定されています。

水稲用の育苗ハウスでは、カボチャやトマトの栽培が始まり、隣近所の皆さんが声をかけ合いながら元気に作業しています。秋には、営農センターに世代を超えた集落の仲間が集まり、米の収穫作業後の反省会が毎晩遅くまで続いています。顔ぶれを見ると、会社の経営者がいたり、農機具のあつかいに精通した人がいたり、JA職員がいたり、様々な職種の人が知恵を出し合いながら特色ある農業にチャレンジしています。これからの農村を支える新たな取組に集落の皆が期待しています。



戸別所得補償制度に加入しながら、3法人が取り組んでいる加工用米の共同販売は年々増加し、23年産米は約4000俵を大手食品メーカーに販売し、アルファー米（非常食）の原料として加工されました。今後は徐々に麦大豆に転換される予定です。
（写真は加工用米の出荷風景）



集落営農は地域の女性やお年寄りの力が何よりも大切です。土地利用型農業だけでなく畑作も取り入れ、毎日仕事がある経営を目指しています。
そして組合で稼いだ利益が地域に還元され、集落全体が活性化することこそ集落営農の最大のメリットです。
（写真は転作田で枝豆の播種作業）

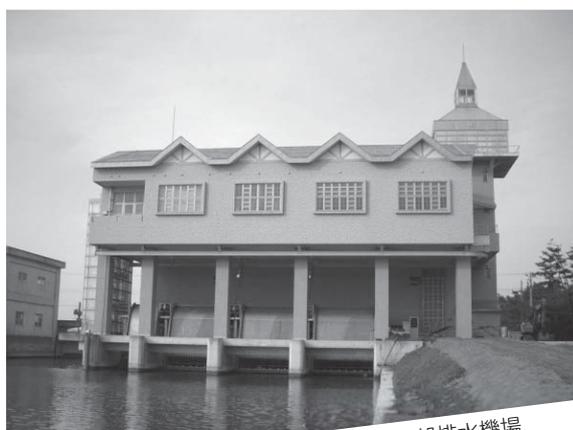
東部排水機場見学会を開催しました

山武農業事務所 地域整備課 秋谷美晴

平成24年6月7日に山武郡横芝光町屋形地先にある東部排水機場へ横芝光町立上塚小学校の3年生が社会科見学の一環として来場しました。平成22年度から見学会を始め、今回で3回目となります。

東部排水機場とは

県営湛水防除事業(大規模)蓮沼Ⅱ期地区により、湛水被害を未然に防ぐことで農業の安定を図るとともに住民生活を守ることを目的とし、平成14年度に造成された建物です。その後、平成21年度に最後の排水ポンプを製作・据付し、平成22年度から本格的に稼働し始めました。この施設の特徴は、展望室が付帯して設置されていることです。この展望室は当時、旧横芝町、旧松尾町及び旧蓮沼村の3町村(現在の横芝光町及び山武市)からの希望で共同事業により設置されました。



東部排水機場

説明会の様子

まず、小学生に湛水防除事業や東部排水機場について説明しました。どうして湛水が起こるのか、なぜこの施設が必要なのかなどを図示しながら説明すると、たまに相づちを入れながら真剣に耳を傾け、納得していました。



説明に耳を傾ける小学生

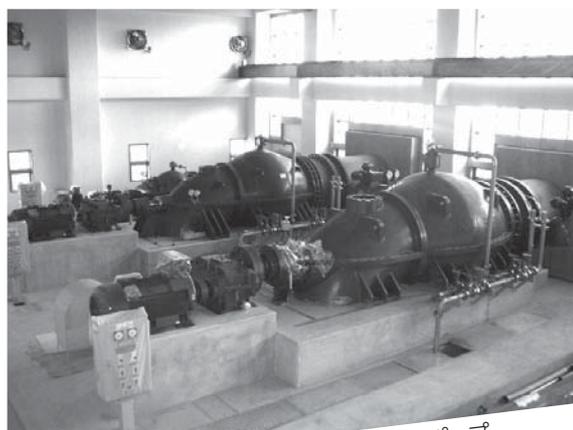


展望室での様子

次に長い階段を昇り、展望室に上りました。展望室からは九十九里浜や横芝光町の緑豊かな風景を一望することができます。展望塔の高さは約18mで、ビルに例えると6階位の高さに相当します。小学生は方位磁石を使って方角を確認しながら何が見えるか探していました。展望室からは、上堺小学校が見えたり、自宅を探したりしていましたが、何より、その高さに驚いていました。

次に排水ポンプを見学しました。この建物の中には口径1650mmの排水ポンプが3台、900mmのものが1台設置されており、合計18m³/sの排水能力を保持しています。通常は自動運転に設定していますが、今回は天気に恵まれ雨が降っていなかったため、手動により実際に排水ポンプを動かすこととしました。排水ポンプを見学していると、いきなり大きな稼働音とともに動き出した排水ポンプに小学生は驚いていました。それから窓際に移動し、吐水口の水の様子を見ました。大量の水が流れている様子にまた驚いていました。

最後に排水ポンプや横芝光町にちなんだクイズを行いました。小学生は真剣にクイズに取り組み大変盛り上がり、あっという間に時間が過ぎていきました。



排水ポンプ



排水ポンプを見学している様子



クイズを行っている様子

今回の見学会により、日頃県民にとって馴染みの少ない農業農村整備事業について関心を持っていただくことができたと感じました。今後も農業農村整備事業により造成した施設の見学会等を行っていきたいと考えております。

再生可能エネルギーをめぐる 農業農村整備関係の動き

耕地課事業計画室長 松田晴夫

1.はじめに

資源の乏しい我が国はエネルギー総供給の約8割を海外に、また、約5割を石油に依存しているといわれています。一方近年のアジア諸国の経済発展は今後エネルギー需要の大幅な増加を余儀なくさせています。

このような状況の中、昨年の東日本大震災とそれに伴う福島第1原子力発電所の深刻な事故は、原子力発電に対するリスクの大きさと、エネルギー確保の重要性の相反する命題を私たちに突きつけています。

2.新エネルギーをめぐる国の動き

これまで新エネルギーに対する取り組みは、「地球温暖化問題への対応」、「経済性の確保」、「エネルギー安全保障」の三つの基本目標をもって進められ、とりわけ近年は地球温暖化問題がさかんに議論される中、環境面でのプライオリティが特化されてきました。

震災を契機に、安全保障の観点から新エネルギーを見直す傾向が強まっています。

このような中、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が2011年8月28日に成立し、再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける制度が2012年7月1日からスタートしました。

3.固定価格買取制度

再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスによって発電した電力を、電気事業者に一定の期間、一定の価格で買い取ることを義務付けるとともに、再生可能エネルギーを買い取る費用を、電気を利用する消費者がそれぞれ使用量に応じて、「賦課金」という形で電気料金の一部として負担するというものです。

電気事業者が買い取る期間・価格については、再生可能エネルギー源の種類や設置形態、規模などに応じて、中立的な第三者委員会(調達価格等算定委員会)が公開の場で審議を行い、その意見を受けて、経済産業大臣が告示することになっています。

買取期間、買取価格、原則として毎年見直した上で告示され、固定価格買取制度の施行後3年間は、集中的な再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、再生可能エネルギー供給者の利潤に特に配慮することとされています。

表1 固定価格買取制度の調達価格

電 源	調達価格(1kWh当たり)	調達期間
中水力(1,000kW~30,000kW)	25.20円	20年
小水力(200kW~1,000kW)	30.45円	20年
小水力(200kW未満)	35.70円	20年
太陽光(10kW以上)	42.00円	20年
太陽光(10kW未満)	42.00円	10年

4. 農業農村整備における小水力発電施設の整備状況

農業農村整備事業における小水力発電施設の整備は、全国でかんがい排水事業等により22地区、農村総合整備事業等により4地区整備され、現在、11地区で計画中または建設中となっています。

これまで、整備されてきた26地区の発電出力の合計は2.2万kW、年間発電可能量の合計は1億300万kWであり、この発電量は、約2万5000世帯の年間需要電力量に相当するとともに、年間約5万7000トンの二酸化炭素削減に貢献しています。

農林水産省においては、再生可能エネルギーの有効活用を図り、小水力発電をさらに促進するという観点から、平成23年10月に、土地改良事業における小水力発電の取扱いの見直しが行われました。小水力発電施設で発電した余剰電力の売電収入については、従来、発電施設の運転経費及び発電施設との共用部分の水路・取水堰等の維持管理費に充当してきましたが、今回の見直しにより、従来の2項目に加えて、土地改良区が管理する土地改良施設全体の維持管理費に充当できるようになりました。

5. 千葉県農業農村整備における取組み

千葉県においては、標高が全国一低く、県内水系の水量も少ないこと、発電がかんがい期間中に限られることから小水力発電施設の適地は無いものと考えられていました。

しかし、全国的に小水力発電に取り組む地区が増える中、平成22年度に小水力発電施設導入技術支援事業により千葉県土地改良事業団体連合会が調査主体となり、県南地域の6施設を対象に調査が実施されました。

結果は、13ページ表2のとおりです。発電原価と調達（買取）価格の比較により発電施設の経済性をチェックした結果は発電原価が高く4施設が不適と判断されました。

調査当時は調達価格を10円/kWh～20円/kWhで想定した場合に、三島ダム地点と安房中央ダム地点は準有力な地点との結論でした。

水力発電における発電電力は次式により求められます。

$$P(\text{kW}) = 9.8 \times Q(\text{m}^3/\text{s}) \times H(\text{m}) \times \eta$$

式を見てもわかるように、発電電力の大きさは、流量と落差により決まります。したがって、落差が小さく、年間を通じて水量が少ない県内水系では、発電量が小さくなります。

一方コストは、発電施設の建設費と維持管理に係る人件費、修繕費及び改築積立金等の合算となり、発生する電力の比が発電原価となります。

コストは全国的に大きな差異が無いものと思われ、水量の少ない千葉県においては他県より発電原価が高くなり、条件的に水力発電に関しては不利な状況にあると言えます。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、水利システムをもつ土地改良区にとっては、維持管理費の負担を軽減するために有効な制度です。

今回示された調達価格は、35.70円/kWhと高い水準でした。条件の悪い千葉県に一条の光がさした感があり、三島ダム地点及び安房中央地点については、今後より具体的な調査検討をしていく予定です。

また、平成25年度調査で県全域を対象として小水力発電に太陽光発電を加えた形での適地調査を行うべく予算要望を予定しています。

6. 今後の課題

今回提示された、調達価格は、毎年見直すこととされています。今後3カ年は、自然エネルギーの導入促進のため現在の調達価格の水準が維持されると言われていますが、今後新規地区を立ち上げる場合、事業計画から供用開始までに数年かかることから、事業計画時に供用開始時期の調達価格をどうとらえるか検討する必要があります。

次に、コスト算定における維持管理費については十分精査しなければなりません。既にポンプ場を管理している改良区においては、その維持管理費を把握されていると思われませんが、発電施設も同様な維持管理費がかかるため、コストに将来の修繕費及び更新のための積立金も見込んだ経費を想定する必要があります。

経年的な発電効率の低下と修繕費等の維持管理面でのコスト増をシミュレーションしておく必要があると思います。

更に、実施に当たっては、水利権許可手続き、電気事業法に基づく手続き等の事務処理が必要になり、特に水利権協議は長期化する傾向があることから、手続の簡略化が望まれます。

以上は、発電施設が赤字にならないための課題ですが、発電施設が黒字となる場合でも、以下の問題が考えられます。

現在、農林水産省においては、農業水利施設を活用した小水力発電の導入可能性の検討・調査設計等のソフト面、小水力発電施設整備のハード面の両面に対しての支援措置が講じられています。(表3)

大幅な黒字が発生する場合は、これまでの補助金制度が妥当か議論され、将来は融資制度に切り替わることも考えられます。

また、第三者が土地改良施設を発電事業のため、他目的使用をする場合や土地改良区との共同事業とする場合の問題点を十分把握する必要があると思います。

更には、県管理施設に付帯して県営事業で整備された発電施設の収益は、県の収入となり改良区の維持管理費の軽減に直接寄与しないといった問題も検討する必要があると思われます。

最後に、千葉県においては、知事を本部長とした「千葉県省エネルギー等対策本部」が設置され、その中に「新エネルギー活用推進プロジェクトチーム」が編成され、積極的に新エネルギーの導入を推進しています。

本稿では主に小水力発電について記述しましたが、太陽光発電についても調整池の水面利用や集落排水処理場の屋根、敷地利用など今後検討していく必要があると考えており、千葉県農業農村整備事業においても、再生可能エネルギーの導入に当たっての課題を十分検討し対応していくとともに、土地改良区の維持管理費負担の軽減対策に対し支援をしていきたいと考えています。

(本稿は、農村振興第750号(平成24年6月号)における報文「再生可能エネルギーにおける小水力発電を巡る動き」(農村振興局整備部水資源課伊藤美紀雄氏及び農村整備官内田裕希氏著)から一部引用させていただきました。)

表2 H22年度調査 候補地検討結果一覧

施設管理者	対象施設	最大使用水量 (m³/s)	有効落差 (m)	水車形式	最大出力 (kW)	発電原価 (円/kWh)
市原市佐是 土地改良区	農業用 用排水路	0.096	5.58	プロペラ水車	3.9	77.69
				NED水車	3.4	32.79
		0.067	2.00	急峻河川用水車	0.26	173.41
小糸川沿岸 土地改良区	農業用 用排水路	0.100	1.30	滝用水車	0.30	145.60
小糸川沿岸 土地改良区	三島ダム	0.700	12.14	プロペラ水車	62	16.74
鴨川市加茂川沿岸 土地改良区	金山ダム	0.100	10.08	プロペラ水車	7	62.78
東条土地改良区	保台ダム	0.200	21.78	円筒型ケーシング フランス水車	30	71.76
安房中央 土地改良区	安房中央ダム	1.000	24.42	円筒型ケーシング フランス水車	165	13.55

表3 農業農村整備事業等の再生可能エネルギー導入に関する主な助成制度 (■ハード事業、◆ソフト事業)

事業種類	助成等の対象者	助成の条件	担当	備考
かんがい排水事業等の 土地改良事業	かんがい排水事業等 の実施主体 (主に国、都道府県)	<ul style="list-style-type: none"> ■農業水利施設の整備と一体的に、土地改良施設に電力を供給する発電施設を整備 ■発電規模は受益地内の土地改良施設の電力需要量により制限(余剰電力に伴う収益については国庫納付する規程あり) 各事業の国庫負担率・補助率(国営：2/3ほか、県営：1/2ほか)	農村振興局 水資源課	発電施設の単独 整備は出来ない
地域自主 戦略交付金	地域用水環境 整備事業 (小水力発電整備)	<ul style="list-style-type: none"> ■土地改良施設や農水省助成対象の農業施設や農業農村振興に資する公的施設等に電力を供給する発電施設を整備(新設、更新ともに可能) ■発電施設設置に係る経済性の検討を支援(導入支援：都道府県のみ) ■農山漁村地域整備計画が作成されていること 補助率 1/2ほか	農村振興局 水資源課	小水力発電施設 の単独整備が可 能 平成21年度～
	集落基盤整備事業 (地域資源利活用 施設整備)	<ul style="list-style-type: none"> ■農水省助成対象の農業施設や市町村が整備した公共施設等に電力を供給する発電施設(太陽光、風力、水力)等を整備 補助率：1/2	農村振興局 農村整備官	総合整備であり、 複数工種の整備 が必要
農山漁村 活性化 プロジェクト 支援交付金	自然、資源活用 施設	<ul style="list-style-type: none"> ■水力、風力、太陽光、バイオマス、廃棄物等の再生可能エネルギー供給施設等を整備(新設、更新ともに可能) ■活性化計画への位置付けが必要 補助率 1/2ほか	農村振興局 農村整備官	農林水産業に係 る共同利用施設 への電力供給に 限る
農山漁村 再生可能 エネルギー 導入事業	農山漁村再生 可能エネルギー 供給モデル 早期確立事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆再生可能エネルギー発電事業の協議会開催や合意形成のための取組 ■農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー電気の発電事業のモデル的な取組に必要な発電施設の整備 補助率 定額、1/2以内	食料産業局 再生可能 エネルギー グループ	平成24年度 新規制度
	小水力等農村 地域資源利活用 促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆案件形成支援事業、概略設計支援事業、基本設計支援事業、協議・手続支援事業、都道府県協議会支援事業 補助率 定額	農村振興局 農村整備官	
	小水力等農村 地域資源利活用 実証事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆委員会の助言指導を受けながら、低コストの小水力発電施設の技術性や経済性を検証し、発生発電の活用策を検討 補助率 定額	農村振興局 農村整備官	平成23～25年度 までの3ヵ年
	集落排水資源 利活用実証事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆省エネ技術導入実証事業、集落汚泥等利活用実証事業 補助率 定額	農村振興局 農村整備官	平成23～25年度 までの3ヵ年
	炭素むらづくり モデル支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆低炭素むらづくり計画作成、調査設計、その他活動 ■自然エネルギー供給及び需要施設整備、農業生産基盤整備 補助率：1/2(ハード)、定額(ソフト)	農村振興局 農村整備官	平成21年度 新規制度(採択は H21のみ)

2012

ため池フォーラム in いわてに参加して

技術部 小鍛冶亮吉

7月19日から20日にかけて、「2012ため池フォーラムinいわて」が、岩手県盛岡市の盛岡市民文化ホールにて盛大に開催されました。

岩手県は、平成23年3月11日の東日本大震災によって、多くの尊い命と財産を失い、平成24年を「復興元年」と位置づけ、沿岸被災地の復旧・復興に取り組んでいます。今回のフォーラムは、農地・農業用施設の復旧や農業・農村の復興にあたり、永きにわたり数々の困難を乗り越え保全・活用されてきた「ため池」から“結い”の精神を学び、新たなふるさとの創造に活かしていきたいとの考えのもと開催されました。



フォーラム会場の様子

初日の本会議では、基調講演として、陸前高田市で被災に遭われた醸造蔵「八木澤商店」の河野会長から、八木澤商店の復興活動を聴くことができました。八木澤商店は、震災による津波のために本社は全壊・流出してしまいましたが、奇跡的に残った営業車2台で被災に見舞われた地域住民の仮設住宅へ支援物資提供を積極的に行ったそうです。また、社員を一人も解雇することなく、地元と会社の再建を目指しているとのことでした。



八代目 八木澤商店 河野会長

八木澤商店が再建するうえで重要なものに、「もろみ」がありました。その「もろみ」も津波により全て流されてしまいました。ところが、八木澤商店の状況を知った試験場の職員が被災前に老舗の醤油にはどんな菌があるのか調べるために、たまたま持っていった「もろみ」を試験場から奇跡的に無傷で探し出すことができたそうです。

河野会長の講演では、被災した中でも、人と人が支え合い結びついているからこそ、困難に立ち向かうことが出来ることを感じました。それこそ“結い”の精神なのであらうと思いました。

2日目の現地見学会では、千貫石ため池、骨寺村荘園遺跡、中尊寺を巡るCコースを選択し、ため池と、岩手県の文化遺産を見学することができました。

千貫石ため池は、江戸時代の天和2年(1682年)の着工から3年続けて決壊し、工事が全く進まなかつ

たことから「お石」という千貫文で買い求めた娘と牛を、人柱として埋めたという悲話があるため池で、その悲話が名前の由来となっています。お石と牛は怨霊となり、工事監督をした川田家とその親類を滅亡させ、昭和になっても、村人の婦女の夢枕に人柱が立つとのことから、1976年にお石と牛の観音像を建立したということです。現在のため池は、防災ダム事業等により改修され、堤高31.5mのアースフィルダムで、法面勾配は1:2.0で張りブロックにより法面が保護されており、ため池100選に選ばれるほどのきれいなため池となっています。



千貫石ため池 貯留部



千貫石ため池 堤体

骨寺村荘園遺跡がある一関本寺地区は、これまで本格的なほ場整備を実施していないため、国の重要文化財「陸奥国骨寺村絵図」に描かれた景観構成要素のいくつかが、今なお当時のままの姿を留めている地区です。

しかしながら、小区画で不整形、耕作道路がないなどの理由から耕作放棄の進行による景観の悪影響が懸念され、平成20年度～平成24年度に景観保全農地整備事業により整備されました。整備内容としては、畦畔の撤去、農道の拡幅、暗渠排水、雨水排水ですが、景観に配慮しているため、耕作道の舗装は現地の土と碎石ダストを混合し緑化する構造となっていることや、暗渠の水閘が地下埋設型になっていることなどを見学することができました。今後の設計に役立てていきたいと思えます。



骨寺村荘園遺跡 景観保全の農道



中尊寺 金色堂の覆堂

また、世界遺産に登録された平泉の文化遺産の1つである「中尊寺」を観ることができました。なかでも、漆芸・金工の粋を極めた金色堂は素晴らしく、当時がいかに豊かであったか容易に伺えました。

終わりに、被災地の復旧・復興に忙しいなか、フォーラム開催にあたり携わった関係者の皆様に、深く感謝いたします。

お知らせ

平成24年度(平成25年4月採用) 千葉県土地改良事業団体連合会 職員採用試験の実施について

【職種及び採用人数】

技術職(農業土木) 若干名

【受験資格】

昭和58年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方で、学歴は問いません。

【日 程】

申込期間…平成24年8月1日(水)～平成24年9月28日(金)

試 験 日…平成24年10月27日(土)

【受験案内及び受験申込書の請求方法】

平成24年8月1日(水)以降に下記において配付します。

詳細は本会ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.chibadoren.or.jp/>

〒261-0002 千葉市美浜区新港249番地5 千葉県土地改良会館

千葉県土地改良事業団体連合会 総務部 TEL043(241)1711

土地改良施設維持管理適正化事業 県ヒアリング 11月に実施予定!!

平成25年度に適正化事業への加入を要望している会員の方々は、準備をお願いします。

ヒアリングの日程及び必要書類等の詳細については、10月上旬に文書にて通知いたします。

土地改良施設の要請診断の申込みを随時受け付けております。

土地改良区・市町村等が管理している土地改良施設の診断の申込みをお待ちしております。

上記の維持管理適正化事業に加入するためには、事前に診断しておく必要があります。

お問い合わせ先 管理指導部 TEL 043-241-1728

「疏水ネットワーク通常総会及び “疏水フォーラム in いんばぬま2012”のご案内

疏水百選の1つである「印旛沼」で疏水ネットワークの通常総会及び“疏水フォーラム in いんばぬま”が開催されます。詳しくは、別途送付される案内文をご覧ください。下記の担当者までお問い合わせください。



I 疏水ネットワーク通常総会

開催日時：平成24年10月19日(金)12:45～13:15
会 場：ウイシュトンホテル・ユーカーリ(千葉県佐倉市ユーカーリが丘)

II 疏水フォーラム in いんばぬま2012開催 ～疏水開削の情熱を今再び～

開催日時：平成24年10月19日(金)13:45～17:30
会 場：ウイシュトンホテル・ユーカーリ(千葉県佐倉市ユーカーリが丘)

フォーラム

基調講演

太田信介 全国農業農村振興技術連盟委員長

講演

～流域の水循環に視点をおいた疏水印旛沼の保全と活用～
虫明功臣 印旛沼流域水循環健全化会議委員長

事例報告

～印旛沼の水資源開発と疏水の管理～
吉岡敏幸 独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理長

活動報告

～疏水花見川の環境調査キーワード 環境学習/里地・里山～
桑波田和子 NPO環境パートナーシップちば代表

疏水サロン:情報交換会

司会進行

林 良博 東京農業大学教授(疏水百選選定委員)

話題提供

太田信介 全国農業農村振興技術連盟委員長
虫明功臣 印旛沼流域水循環健全化会議委員長
桑波田和子 NPO環境パートナーシップちば代表
印旛沼土地改良区 他

交流会

開催日時：平成24年10月19日(金)18:00～19:30
会 場：ウイシュトンホテル・ユーカーリ

現地研修

開催日時：平成24年10月20日(土) 9:00～13:00
(昼食終了後 京成佐倉駅 及び JR佐倉駅 13:30着予定)

※交流会と現地研修は疏水ネットワーク会員のみ参加となります。

- 主催:印旛沼土地改良区、疏水ネットワーク、全国土地改良事業団体連合会
- 共催:独立行政法人水機構千葉用水総合管理所、千葉県土地改良事業団体連合会、印旛沼流域水循環健全化会議、印旛地区農業農村整備事業推進協議会、印旛郡市土地改良協議会
- 協賛:関東農政局
- 後援:千葉県、千葉市、船橋市、成田市、佐倉市、八千代市、鎌ヶ谷市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町、報道機関、NPO、企業者等
- お問い合わせ先 疏水ネットワーク(担当:平林・芦川) TEL 03-3234-5480
FAX 03-3234-5670

第35回 全国土地改良大会 (沖縄大会)

開催のお知らせ



開催趣旨

この大会は「食料・農業・農村基本法」の基本理念である、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展及び農村の振興などの実現のため、農業・農村の重要性と、これを支える農業農村整備事業の役割を広く国民にアピールするものです。

併せて、記念すべき沖縄県の本土復帰40周年の節目に開催することにより、本県の農業農村の振興に寄与することを目的とします。

さらに、我が国の農業農村の発展のため、新たな農業農村整備事業の展開方向を示すとともに、本県農業農村の状況を広く全国にPRするため、「第35回全国土地改良大会沖縄大会」を開催するものです。

大会テーマ

『水土里豊かな守禮の邦 美らさん真心 おーきな和』

沃野の広がる田園風景と、古きよき大交易時代の社会性を表す代名詞とを組み合わせ、『水土里豊かな守令の邦』として最初に沖縄県をイメージさせ全国的に知名度の高いフレーズ『美らさん』と、包容力の源である『真心』をあわせて県民性を表現し、その包容力の集大成であるユイマールの精神を県名である沖縄にかけて『おーきな和』としました。



開催日

大会式典 平成24年11月21日(水)

会場

奥武山総合運動場武道館アリーナ棟

水土里ネットちば 295号 (平成24年8月発行)



発行

水土里ネット千葉 (千葉県土地改良事業団体連合会)
〒261-0002 千葉市美浜区新港249番地5
TEL.043-241-1711(代)/FAX.043-248-2563(代)

印刷

株式会社ニッセイアド
〒264-0026 千葉市若葉区西都賀4-18-3
TEL.043-206-7752/FAX.043-206-7753